

(仮称) 国立市公共施設再編計画
(たたき台)

2018 (平成30) 年9月

国立市

目次

I	はじめに	1
1.	基本的事項	1
2.	計画の位置付け	3
3.	計画期間	4
4.	対象施設	5
II	公共建築物の状況	6
III	公共施設の再編に向かうためのビジョン	7
1.	基本的な考え方	7
2.	再編の進め方	10
IV	施設類型毎の方向性	11
5. 15.	学校教育系施設	11
V	計画のマネジメント	17
VI	重点プロジェクト	20

1 はじめに

1 基本的事項

(1) 計画策定の背景

本市では、公共施設の6割以上が築40年以上を経過しており、公共施設の老朽化が進んでいます。これらの公共施設は、今後一斉に大規模改修や建替が必要な時期を迎え、莫大な費用が必要となります。人口減少や少子高齢化の進展により財政状況は一層厳しくなることが見込まれる中、その財源を確保し、将来世代に必要な施設の機能を引き継いでいくことが求められます。2014(平成26)年4月に示された国の指針では、すべての自治体が「公共施設等総合管理計画」を策定することとした上で、施設類型ごとに「個別施設計画」を策定することが要請されています。本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した『国立市公共施設等総合管理計画』(以下、『総合管理計画』という。)を2017(平成29)年3月に策定しましたが、国の要請に応え、「個別施設計画」として本計画を策定する必要があります。

■「国立市公共施設等総合管理計画」とは

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方や方向性を示した計画です。計画内で「公共施設等マネジメント基本方針」という3つの基本方針を定め、定量的な目標設定が可能なものについては数値目標を定めています。

○公共施設等マネジメント基本方針

【基本方針1】市民ニーズを捉えた魅力的な施設整備

【基本方針2】規模・配置の適正化

【基本方針3】効果的・効率的な管理運営

○数値目標

・延床面積を50年間で19.3%着実に縮減

・管理運営費を3%縮減

・財源創出の工夫により、0.37億円/年の財源を確保

(2) 計画策定の目的

本計画は国の要請に応えることに加えて、上記の「公共施設等マネジメント基本方針」及び「数値目標」を実現するための当初9年間の行動計画として策定するものです。そのため、地域全体または市全体のまちづくりのビジョンをもとにした施設類型毎の在るべき姿を提示します。また、その在るべき姿をもとに定めた更新の考え方や最適配置を踏まえ、計画的な再編に繋げるための方針や方向性を示すとともに、工事や各種の検討時期等の行動計画を提示します。

(3) 計画策定の視点

本計画の策定にあたっては、次の2つの視点を重視することとします。

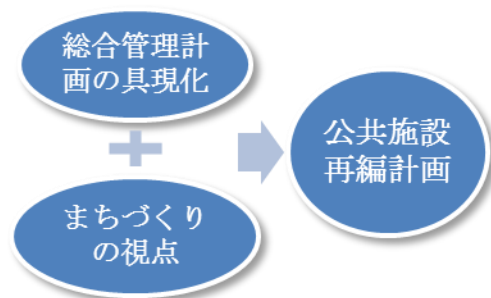
■総合管理計画の具現化

総合管理計画で定めた施設類型毎の方向性をより具現化し、特に直近の第1期（2019～2027年度の9年間における、具体的な事業計画を定めます。

■まちづくりの視点

公共施設等の更新においては、単独施設ごとの検討ではなく、地域、あるいは全市的な将来ビジョン（＝まちづくりの視点）を持って取り組む必要があります。

公共施設の更新は、施設という側面でまちを新しくしていくことですが、そのためには同時に、まちづくりをどうするか、という考えを踏まえて取り組むことが不可欠となります。「公共施設の更新は新たなまちづくりのチャンス」と捉え、これからのまちづくりの在り方を検討していきます。

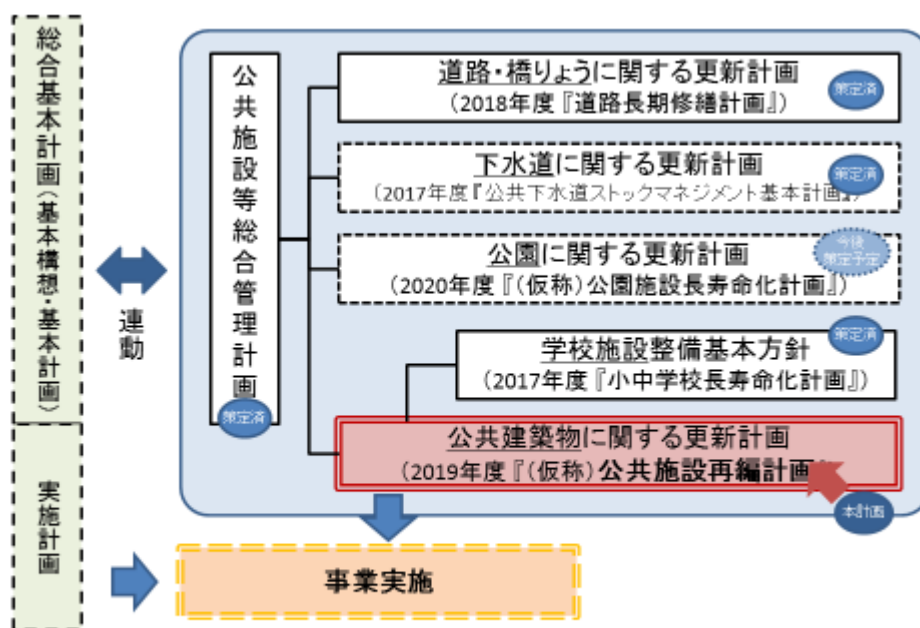


2 計画の位置付け

『総合管理計画』は、本市の最も上位に位置する『総合基本計画』の実現を下支えする計画として位置付けられ、基本構想が示す「文教都市くにたち」をまちの将来像として、公共施設等を総合的に管理する観点からその実現を目指していくものです。また、本計画は他の個別計画等や財政上の視点とも整合を取りながら、毎年度策定する『実施計画』の中で事業の具体化を図ります。

また、本計画は、『総合管理計画』の「個別施設計画」の一つに位置付けられ、「公共建築物」を対象とします。「個別施設計画」としては、他に「道路・橋りょう」、「下水道」、「公園」の各インフラ施設についても、それぞれ『道路等長期修繕計画』、『公共下水道ストックマネジメント基本計画』及び『(仮称)公園施設長寿命化計画』(2020年度に策定予定)を策定しています。

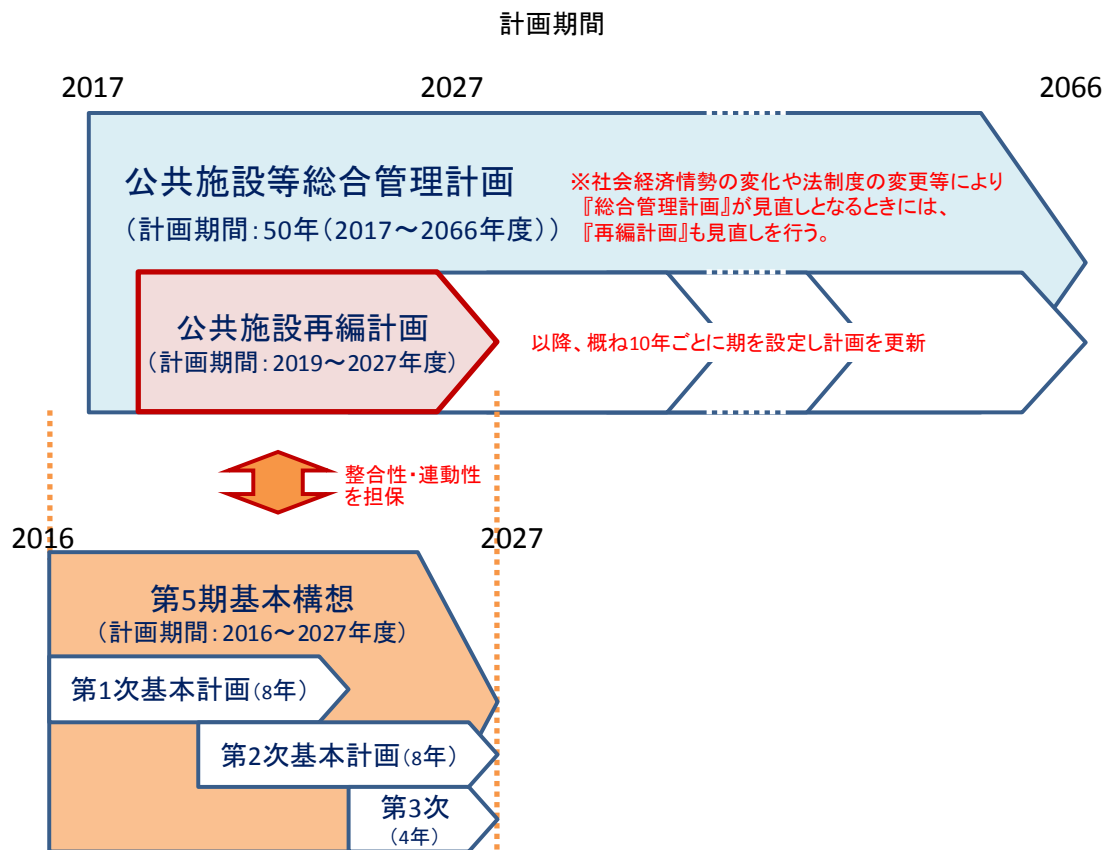
計画の構成と位置付け



3 計画期間

『総合管理計画』の計画期間は2017年度から2066年度までの50年間となっています。市の上位計画である『総合基本計画』との整合性・連動性を担保するため、基本構想の計画期間（2016～2027年度）と足並みをそろえ、2019年度から2027年度の9年間を本計画の計画期間とします。以降、概ね10年ごとに計画を更新していくこととします。

ただし、『総合管理計画』については、社会経済情勢の変化や法制度の変更等により、計画の前提条件が大きく変わった場合などには、適宜計画の見直しを行うこととしています。『総合管理計画』が見直しとなるときには、それに応じて本計画も見直しを行うこととします。また、『実施計画』や施策変更の必要性に応じて、調整が必要な場合にも、随時、見直しを行います。



4 対象範囲

本計画では、本市が所有、または他から借り受け行政サービスを運営するすべての公共建築物（123 施設、125,828 m²）を対象とします。また、本計画策定時に建設工事中の公共建築物についても本計画の対象とします。

（なお、計画期間中に工事等の更新事業や計画を示す範囲は〇〇m²となります。）

対象施設一覧（2017（平成 29）年度末現在）

大分類		小分類	施設数 (施設)	延床面積 (m ²)
公共 建 築 物	1 行政系施設	1 庁舎等	1	9,531
		2 消防施設	6	407
		3 廃棄物処理施設	2	2,460
	2 コミュニティ関連施設	4 地域集会所	12	1,863
		5 地域福祉館	5	1,821
		6 地域防災センター	5	1,114
		7 市民プラザ	3	1,938
	3 文化・社会教育系施設	8 図書館	1	1,590
		9 公民館	7	2,816
		10 市民芸術小ホール	1	3,217
		11 郷土文化館	1	2,182
	4 スポーツ施設	12 文化財施設	3	593
		13 市民総合体育館	1	6,124
	5 学校教育系施設	14 南市民プラザトレーニング室	1	322
		15 学校	11	66,656
		16 学校給食センター	2	1,689
	6 保健福祉系施設	17 教育センター	1	223
		18 保健施設	1	1,623
		19 社会福祉施設	2	4,187
		20 高齢福祉施設	3	909
	7 子育て支援施設	21 障害福祉施設	2	1,023
		22 保育園	5	3,295
		23 児童館	3	935
		24 学童保育所	7	1,486
	8 産業系施設	25 その他子育て支援施設	2	303
		26 産業振興施設	1	132
	9 その他施設	27 自転車駐車場	9	5,728
		28 公衆便所	17	472
		29 その他	8	1,190
計			123	125,828

※『総合管理計画』からの主な変更点

- ・くにたち駅前市民プラザ（2 コミュニティ関連施設、7 市民プラザ）：追加
- ・本田家住宅主屋（3 文化・社会教育系施設）：追加
- ・国立駅南第1自転車駐車場（9 その他施設、27 自転車駐輪場）：建替えによる面積増、1,974 m²→3,989 m²

II 公共建築物の状況

本市では平成 27 年 5 月に『国立市公共施設保全計画』（以下『保全計画』という。）を策定し、本市が所有する公共建築物の残存耐用年数や目標使用年数、また大規模改修や中規模修繕の標準的な実施時期を示しています。保全計画に基づく計画期間内の状況をみると、小学校 2 校、中学校 1 校を含む 6 施設が建替え時期を迎えます。

また、改修・修繕では、大規模改修の時期を迎える施設が多く、全体で 25 施設の大規模改修が見込まれています。中規模修繕についても、市民総合体育館や小学校といった大型施設を含む 41 施設の修繕が見込まれています。

なお、保全計画は技術的視点で建物の更新年度を捉えたものであるため、本計画で様々な条件を踏まえ、財政計画と整合を図りながら工事を実施していきます。

工事種別	施設数	概算費用 (億円)	延床面積 (㎡)	主な施設
建替え	6	79.80	18,981	第二小学校、第五小学校、第一中学校
大規模改修	25	38.63	17,310	公民館、保健センター
中規模修繕	11	9.94	11,879	市民総合体育館、第一小学校

■ 「国立市公共施設保全計画」とは

本市が所有する公共建築物について、構造躯体の健全性評価、構造躯体以外各部の劣化状況調査を実施し、施設の残存耐用年数を示しました。また、構造種別に目標使用年数と改修サイクルを設定しました。

構造別の目標使用年数

構造種別	目標使用年数
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）	80年
S（鉄骨造）	60年
LS（軽量鉄骨造）	40年

構造別の改修サイクル

構造種別	建替え・改修 サイクル			
	20年目	40年目	60年目	80年目
SRC造、RC造	△	●	○	◇
S造（重量鉄骨）	△	●	◇	
LS造（軽量鉄骨）	△	◇		

III 公共施設の再編に向かうためのビジョン

具体的な公共施設の再編を行う上では、単に個別の施設ごとに検討するのではなく、地域全体あるいは市全体のまちづくりをどうしていくか、というビジョンを持って取り組む必要があります。

1. 基本的な考え方

(1) 50年後を見据えた「新たなまちづくり」の視点

公共施設の再編は、施設というまちのハードを新しくしていくことですが、そのためには同時に、まちづくりをどうするか、というソフトを新しくすることが不可欠となります。「公共施設の再編は新たなまちづくりのチャンス」と捉え、これからのまちづくりのあり方を検討しながら、個別施設計画の議論を進めていきます。

公共施設のライフサイクルは数十年に及ぶことから、公共施設の再編には長期的な視点が不可欠となります。したがって、現状を踏まえるだけでなく、今ある公共施設の大半が建替えを終える50年後を見据え、未来に向けてどのようなまちをつくっていけばよいのか、を考えていきます。

(2) 基本単位（ユニット）の検討 ～IDユニット（Inclusive Diverse Unit）の考え方

今から50年後には、少子・超高齢化が一層進展することが予想され、高齢者はもとより、全ての市民が、安心して生活ができ、地域の中でお互いにふれあい、支えあい、充実して住み続けられる「地域包括ケア」の実現がより重要となります。

そのためには、出かけて参加・交流するきっかけや地域での見守りが、身近な範囲で行われるような環境整備が求められます。このような「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」を「基本単位（ユニット）」として設定し、まちとしての基本性能を整備していきます。

この基本単位（ユニット）を、「多様な人々が全てを支えあう地域社会」を実現するものとして、「IDユニット（Inclusive Diverse Unit）」と呼ぶこととします。

IDユニットにおける基本単位（ユニット）の範囲は、日常の行動範囲として歩行で移動できる範囲（歩行時間：10～15分、高齢者やベビーカーでの移動も可能な範囲）を想定し、小学校区を基本に考えます。これは、都市計画における都市市街地の日常生活圏の単位の考え方である「近隣住区」とも重なります。

図表 IDユニットにおける基本単位（ユニット）の範囲の考え方

地区	近隣住区	近隣分区
中学校1校 (1学区)規模	小学校1項 (1学区)規模	誘致距離 250m程度
	図書館分館 近隣センター 近隣公園	日用品店舗 集会所 街区公園

日常の行動範囲 = 歩行 で移動できる範囲

▼

小学校区での検討が適当

※但し、併せてオーバーラップする単位も考える

歩行時間: 10～15分
歩行距離: 高齢者の歩行
小学校低学年の自転車移動
ベビーカーでの移動

ID ユニットにおいて整備すべき機能としては、「地域包括ケア」を実現する日常的な外出・交流のきっかけ、日用品・生活用品の購入、子育て・学童保育、かかりつけ医、災害時の避難・救援物資の援助などが考えられます。それらの機能を実現するための施設としては、小学校、図書館、集会所、公園、子育て支援施設などの公共施設の他、スーパー・商店街、コンビニ等、診療所などの民間施設とも連携を図ることが重要となります。

なお、ID ユニットにおける機能整備・施設配置を考える上では、点としての施設の配置だけでなく、地域に存在する道路が持つ性格を踏まえ、各施設が道路という線でつながることによる面的な広がりについても考慮することとします。

また、ID ユニットとしての標準的な機能・施設に、各地域の特性を加え、地域によって差のない「地域包括ケア機能」を持ちながらも、それぞれの地域色があるまちづくりを目指していくこととします。

図表 ID ユニットにおける基本単位（ユニット）に必要な機能

ユニットに必要な機能の検討（道路が持つ性格と最低限の施設・機能を考える）

都市計画 マスタープラン	主要幹線道路	地域幹線道路			生活道路
公共施設 マネジメント		主要回遊道路	主要回遊・ 通過道路	市内回遊道路	
当該道路	国立3・3・15/30 国道20号（日野バイパス） 新府中街道	大学通り	さくら通り 甲州街道	旭通り、富士見通り、矢川通り、 学園通り、三小通り	左記以外

施設	機能			
	福祉・医療	子育て・子育て	生活	防災
小学校	たまり場、運動	学童保育所、遊具	地域図書館、たまり場	指定避難所 備蓄倉庫
スーパー、商店街	外出		生活用品購入	救援物資の援助
コンビニ等	外出、見守り		日用品購入	救援物資の援助
ベンチ、公園、自転車	外出（回遊）		たまり場、遊具場	
防災サテライト			たまり場	自主避難場所、備蓄品
（診療所）	在宅医療	かかりつけ医	かかりつけ医	
（子育て支援拠点）		子育て広場、児童館		

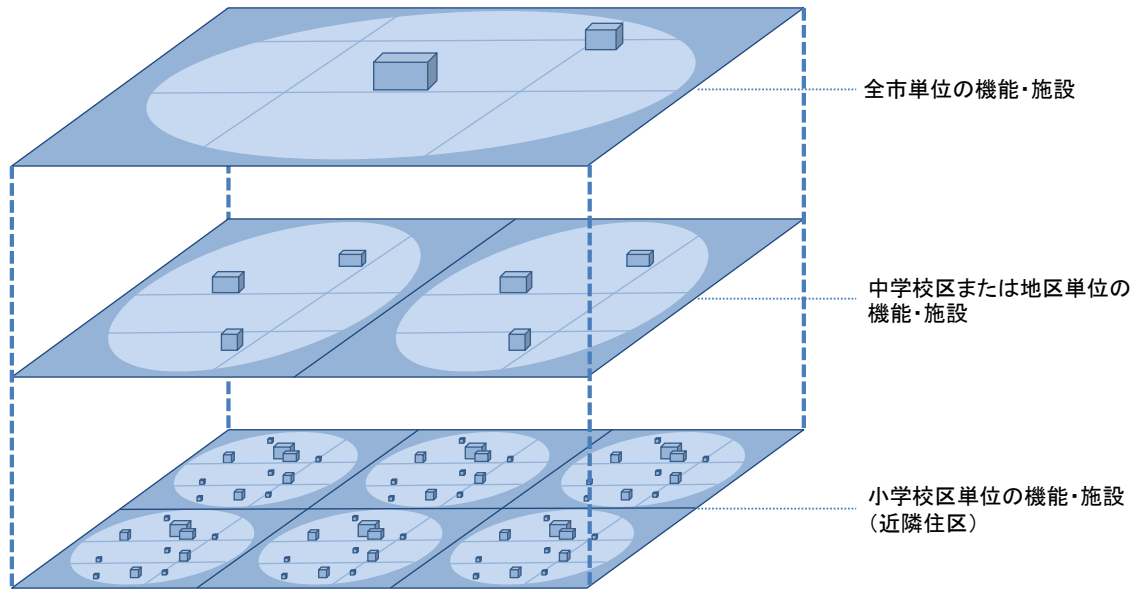
このような「近隣住区」を意識した概ね小学校区単位を ID ユニットの基本単位（ユニット）として、身近な日常生活に関する機能・施設を整備することを第1階層として位置づけます。

次に、基本単位（ユニット）を超える広域的な都市機能・施設については、中学校区または4地域単位で整備することとし、これを第2階層として位置づけます。

さらに、全市単位で整備すべき機能・施設を第3階層として位置づけます。

このように、ID ユニットのベースとしつつ、機能・施設の特色に応じて整備を考える範囲を3階層に整理して、効果的・効率的な再編・整備を目指します。

図表 施設再編のビジョンの階層イメージ



図表 施設再編のビジョンにおける ID ユニットの基本的な考え方 (まとめ)

公共施設の大半が建替えを終える、

50年後を見据えた“新たなまちづくり”を考えながら進めていく

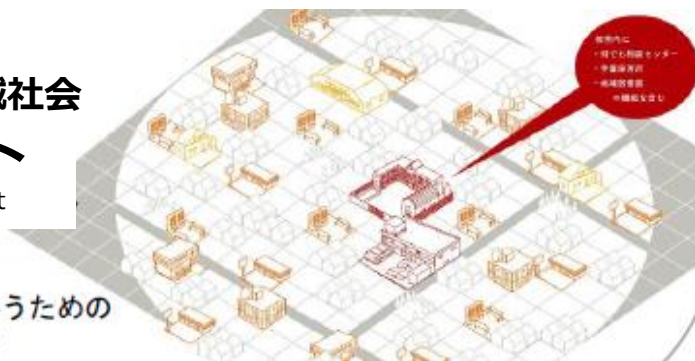
⇒全ての人々が安心して生活ができ、充実して住み続けられるため、
「外出できるきっかけが身近にある、身近な見守りがある地域」として
「基本単位 (ユニット)」を設定し、まちとしての基本性能を整備する

【ユニットイメージ図】

多様な人々が
 全てを支えあう地域社会
ID ユニット
 Inclusive Diverse Unit



「公共施設の再編に向かうための
 将来ビジョン」の土台



2. 再編の基本的な進め方

公共施設の再編に係る具体的な取組については、次の3点の基本的な進め方に沿って実施していくこととします。

(1) 大規模改修・中規模修繕の考え方

保全計画に記載された案件も含めて、耐用年数の中間年に施設の今後のあり方について検討し、リノベーション・機能の大幅向上や転用などを行って長寿命化すべきと判断した場合のみ大規模改修を実施することとします。そうでない場合は、中間年の保全工事は中規模修繕にとどめることとします。

(2) 施設の将来像の考え方

総合管理計画では、延床面積を50年間で19.3%着実に縮減することを目標としています。そこで、個別施設の再編を検討・実施する上でも、常に長期的な需要の変化を見通して、縮減目標を達成できるようにすることを前提としつつ、50年後にその施設がどのように使われているのか、将来像を描きながら可変性のある建物の整備に取り組むこととします。

(3) 複合化の考え方

施設機能をできるだけ維持しながら延床面積を縮減する手法として、施設の複合化は効果的な手法といえます。ただし、すべての施設を複合化しようとするのではなく、その施設・機能を長期的に維持するかどうかについての検討・判断を行い、長期的に維持すると判断した場合のみ複合化の検討対象とします（そうでない場合は、複合化せず廃止・縮小する方向を検討します。）。

IV 施設類型ごとの方向性

5. 学校教育系施設

15 学校（教育委員会 教育総務課：『施設白書』P194、『総合管理計画』P88）

【関係法令】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法 ・ 国立市立学校設置条例 	【関係計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立市学校整備基本方針（2018（平成30）年3月）
---	--

(1) 施設概要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市には、市立小学校8校と、市立中学校3校の合計11校があります。 ・ 市立小学校の施設規模をみると、延床面積は4,986.0㎡～6,094.0㎡あります。また、2015（平成27）年5月1日現在の市立小学校の児童数は3,091人、学級数は111学級（うち、特別支援学級：8学級）となっています。 ・ 市立中学校の施設規模をみると、延床面積は7,124.3㎡～7,512.0㎡あります。また、2015（平成27）年5月1日現在の市立中学校の生徒数は1,377人、学級数は43学級（うち、特別支援学級：4学級）となっています。 ・ 築後年数は、すべての施設が30年以上経過しており、老朽化が進行しています。

名称	土地		建物					保全計画(2066年まで)						
	面積(㎡)	所有	延床面積(㎡)	建築年度	築後年数(年)	残存耐用年数(年)	所有	運営	中規模修繕(20年目)	大規模改修(40年目)	中規模修繕(60年目)	建替え		
	(下段は見込み費用：単位は億円)													
小学校	1	国立第一小学校	9,420.7	市	4,986.0	1964年	53	27	市	市	2065年	—	2045～47年	
						1974年	43	37			5.0	5.0	20.9	
	2	国立第二小学校	16,581.8	市	5,461.0	1963年	54	6	市	市	2042年	2063年	—	2023～25年
						1970年	47	33			5.5	13.7	22.9	
	3	国立第三小学校	13,863.4	市	6,094.0	1971年	46	34	市	市	2056年	—	—	2036～38年
						1976年	41	19			6.1	25.6		
	4	国立第四小学校	12,276.1	市	5,240.0	1969年	48	32	市	市	—	—	2030、34年	2050～52年
						1974年	43	37			5.2	22.0		
5	国立第五小学校	12,037.3	市	5,494.0	1965年	52	8	市	市	2045年	2065年	—	2023～25年	
					1971年	36	44			5.5	13.7	23.1		
6	国立第六小学校	14,073.1	市	5,871.0	1969年	48	12	市	市	2050年	—	—	2030～32年	
					1971年	46	24			5.9	24.7			
7	国立第七小学校	12,548.5	市	5,924.0	1971年	46	14	市	市	2052年	—	—	2032～34年	
					1973年	44	20			5.9	24.9			
8	国立第八小学校	8,870.7	市	5,531.0	1978年	39	41	市	市	—	2021年	2038年	2058～60年	
					13.8	5.5	23.2							
中学校	9	国立第一中学校	22,552.3	市	7,512.0	1971年	46	14	市	市	2042年	2062年	—	2021年
						1962年	55	5			7.5	18.8	31.6	
	10	国立第二中学校	18,325.0	市	7,124.3	1969年	48	12	市	市	2048年	—	—	2030～32年
						1962年	55	25			7.1	29.9		
	11	国立第三中学校	18,784.7	市	7,419.0	1975年	42	38	市	市	—	—	2035年	2055～57年
7.4	31.2													

※第一から七小学校、第三中学校については、上段：校舎棟、下段：屋内運動場となっています。

※第一中学校、第二中学校については、上段：普通教室棟、下段：特別教室棟となっています。

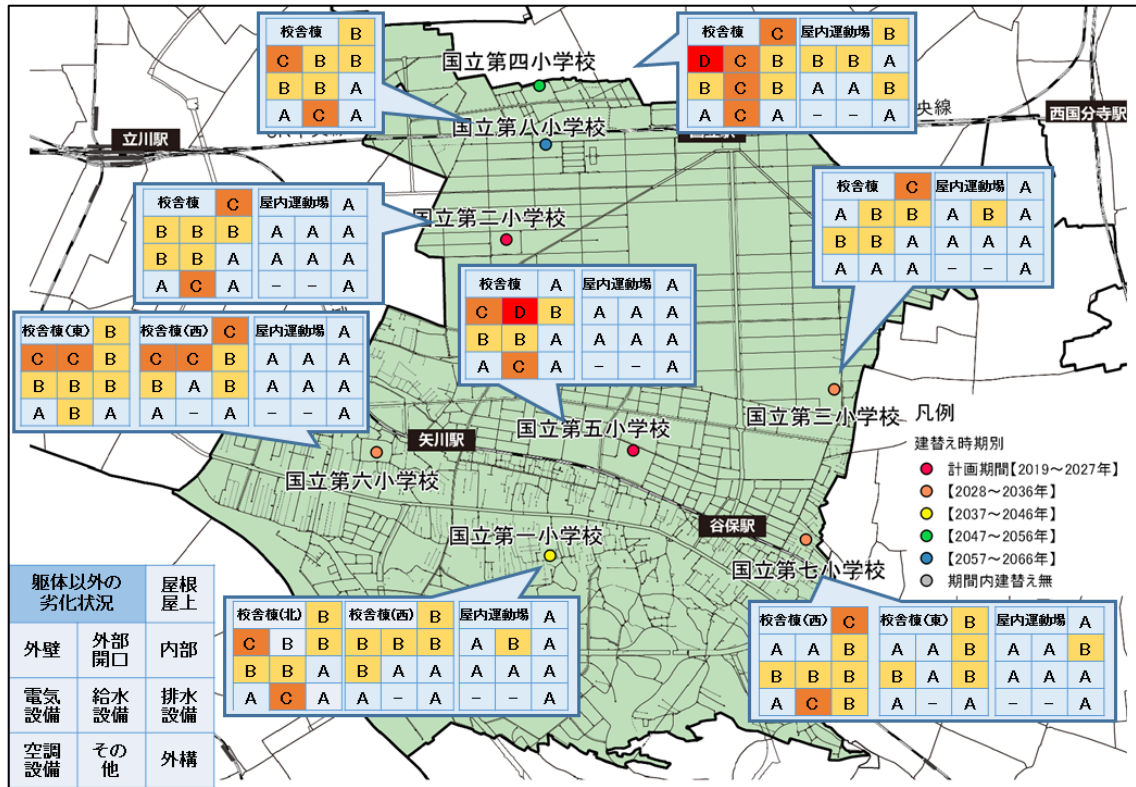
※国立第二中学校には、備蓄倉庫7.3㎡を加えています。

(作成イメージ)

(2) 立地状況と施設状況

■小学校

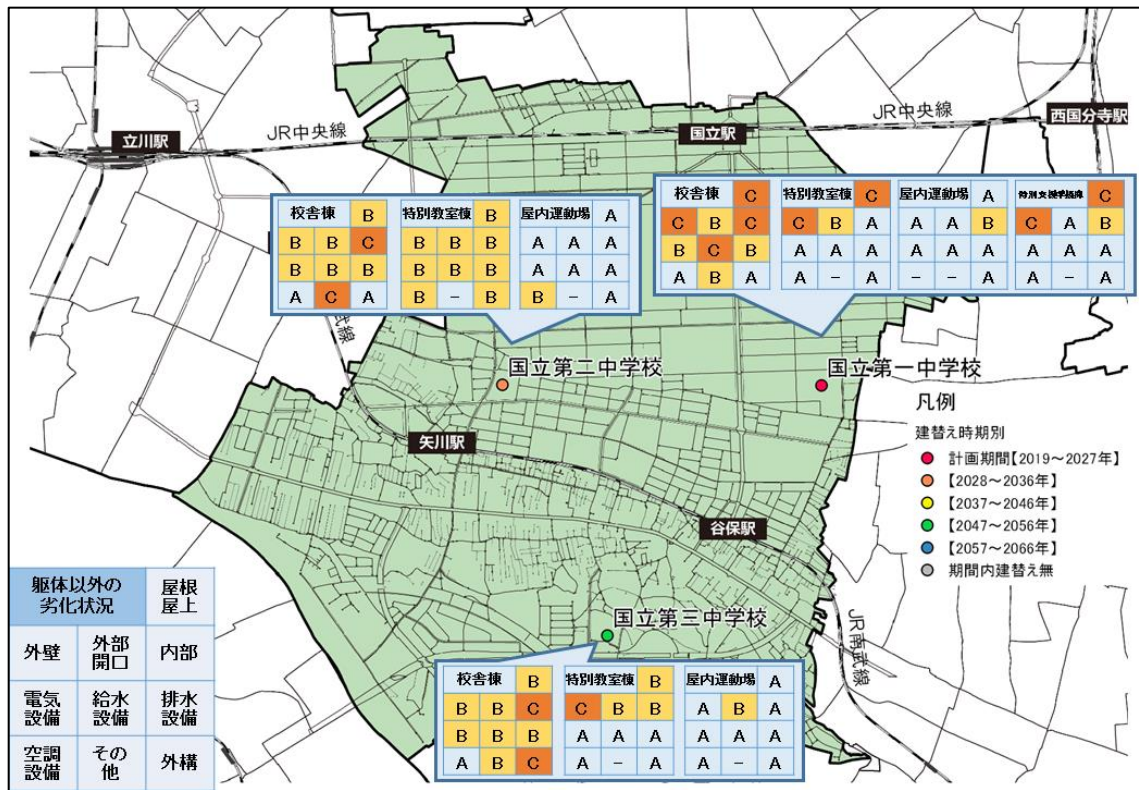
- ・ 市立小学校は、北地域に1校、東・中・西地域に3校、富士見台地域に2校、南部地域に2校が立地しています。
- ・ 第1期に建替え時期を迎えるのは、第二小学校と第五小学校です。
- ・ 躯体以外で特に劣化が進んでいる部位があるのは、第四小学校と第五小学校です。



(作成イメージ)

■ 中学校

- 市立中学校は、東・中・西地域に1校、富士見台地域に1校、南部地域に1校が立地しています。
- 第1期に建替え時期を迎えるのは、第一中学校です。
- 躯体以外で特に劣化が進んでいる部位がある施設はありません。



(作成イメージ)

(3) 利用状況や長期的視点を踏まえた施設の在り方

- ・ 学校教育自体は、将来的に需要がなくなったり義務教育制度自体が廃止されたりするなど、その趣旨が大きく変化するとは考えづらい状況です。
- ・ 適正配置に関しては、法令により示されている適正な学校規模に基づくこととなりますが、今後の年少人口の予測によれば、10年程度は微増ですが、20～30年を経ると1割程度の減少が見込まれ、さらに長期的には2～3割の減少が予測されます。適正な学校規模を維持する取組みについては、対象校の学校施設の耐用年数を踏まえて検討することが肝要です。
- ・ 新学習指導要領や社会教育法の改正もあり、学校施設は今後ますます地域とともにある存在になることが求められます。そのことから、学校施設の建替えに当たっては、周辺市有施設との複合化が求められますが、その際は対象施設の廃止や他用途転用など、適切な配置が必要と考えられます。
- ・ 20～30年後における学校数の目安として、小学校6校程度、中学校2校程度とすることが一定の目安となります。
- ・ 市内全域や地域ごとの児童・生徒数を見通す中で、学区域区分や地域における学校の位置を検討します。
- ・ バリアフリー化やICT教育環境等の社会的な要請に合せた機能向上を図ることが重要です。

(4) 計画期間(2019～2027年度)の方針

- ・ 複合化や学校施設の開放などの検討とともに、教員の負担軽減のため、体育館やプール等の管理の委託を検討します。その際は、収入確保策の検討を合わせて行います。
- ・ 災害対応機能の向上を図ります。
- ・ 屋内運動場の設備や配置について、避難所となることを想定する必要があります。
- ・ トイレの洋式、乾式化等の生活衛生環境の向上を図ります。
- ・ 踊り場等のフリースペース等、落ち着くことのできる場所の創出を図ります。
- ・ 省エネルギー化・学級編成基準の変化や、児童・生徒数の増減、統廃合等、状況の変化に弾力的に対応し、増築等にも対応できるような可変性のある学校施設を整備します。
- ・ 統廃合の実施時期を見据え、その検討の開始を考える必要があります。
- ・ 特別教室や図書館、体育施設等の学校教育機能に、社会教育の視点を持ち、広く住民にも供することを検討することが必要です。
- ・ 複合化は、教育や児童・生徒の視点で、親和性が高い施設を選定することが有効です。

(作成イメージ)

(5) 取組み概要

- 第二小学校については、建替えに向けマスタープランの策定に取り組んでおり、それを踏まえ複合機能の整備や民間活力の導入を検討し、建替え工事を行います。
- 第一中学校については特別教室棟の耐用年数が迫っているため、その機能の移転、検討します。また、普通教室棟の耐用年数が 2030（平成 42）年度に迫っていることを踏まえ、隣接する第三小学校の状況も勘案しながら、検討を進めます。
- 第五小学校の建替えについては、富士見台地域のまちづくり事業とも整合を図りながら、検討を進めます。
- 各校の統廃合の検討は、将来 10 年間で、単学級が複数年にわたり発生し、回復の見込みがないときに行います。各校とも、建替え時期にあわせて、児童数推計を行います。
- 児童数の将来推計を鑑みた使用見込みや実際の施設の劣化状況を踏まえ、保全計画上の大規模改修は、機能保全を目的とした修繕に変更し、必要に応じた時期に実施することを検討します。
- 各校の非構造部材耐震工事、トイレ改修、校庭整備の実施について検討します。

(作成イメージ)

(6) 更新、工事計画

※下段：概算事業費(億円)

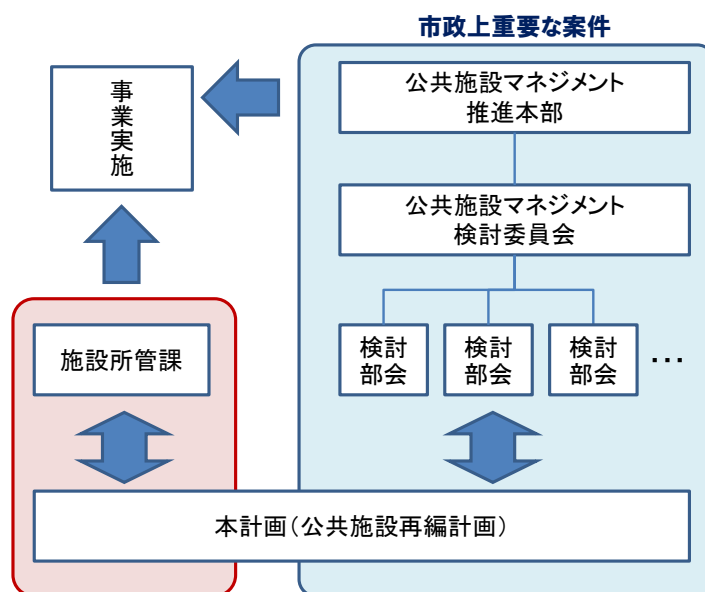
施設名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
国立第一小学校				非構造部材耐震対策工事		中規模修繕 (北校舎)			中規模修繕 (西校舎)
						2.0			2.0
国立第二小学校	マスタープラン・基本設計・ 実施設計				建替え				
					22.9				
国立第三小学校			トイレ改修				一体型校舎検討		
国立第四小学校		非構造部材耐震対策工事			トイレ改修				
国立第五小学校	マスタープラン・基本設計・実施設計						建替え		
							23.1		
国立第六小学校	非構造部材 耐震対策工事					マスタープラン・基本設計・実施設計		建替え	
国立第七小学校		擁壁改修工事						マスタープラン・基本設計・ 実施設計	
国立第八小学校			中規模修繕						
			5.2						
国立第一中学校	実施設計	特別教室棟 機能移転工事		建替え			マスタープラン・基本設計・実施設計		
				31.6					
国立第二中学校				校庭整備工事		マスタープラン・基本設計・実施設計		建替え	
国立第三中学校					校庭整備工事				

V 計画のマネジメント

1 全庁的な取組み体制と計画の推進について

本計画の推進については各所管課において、第4章の施設類型毎の行動計画をもとに事業化を推進します。その際、工事や計画策定等の予算措置が必要となる事業については、各年度の予算編成の中で決定することとします。

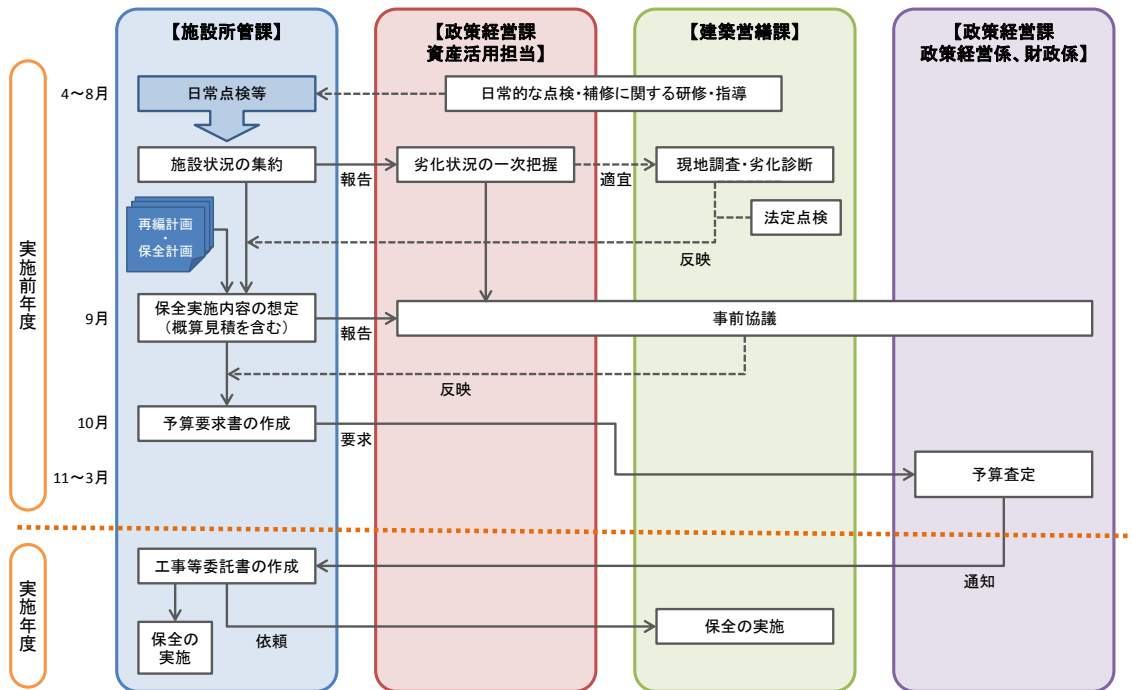
また、本市の最も上位に位置する『総合基本計画』と連動するとともに、それに基づく『実施計画』において、財政上の視点も加えて取り組むことも重要です。なお、市政運営上重要な施設更新については、関係部署の担当で構成する検討部会を設置したうえで、個別案件の詳細な検討を行い、市長を本部長とする最上位の意思決定機関である公共施設マネジメント推進本部で政策決定を行います。



2 保全業務の流れ

日々において施設を安心安全に使うための保全の業務については、施設所管課による日常点検を実施し、施設管理者が施設の状況を把握・集約します。その結果を建築営繕課と資産活用担当に報告し、建築営繕課による現地確認、追加調査を行った上で、法定点検の結果を踏まえて、保全実施内容を計画します。その後、関係課による事前協議を行った上で予算要求し、査定後、採択となった事業は時期を逃すことなく、着実に保全業務を実施します。なお、修繕規模が大きいものや専門的知識を要するものは、必要に応じて施設所管課にて施工依頼書等を作成し、建築営繕課に依頼し実施することとします。

保全業務の流れ



3 継続的な実態把握の推進

計画的な保全を行うための実態把握を継続的に実施するため、各種点検や工事履歴などの既存データの把握を踏まえ、施設管理者による簡易調査と技術職員による現地調査の2段階で調査を行います。施設管理者による簡易調査は、簡易な劣化問診票を作成するとともに、専門用語を避け写真などでわかりやすく示した記入要領を用意し、建築に不慣れな職員でも抵抗なく記入できるようにします。

なお、こうした施設管理者による実態把握を円滑に行えるようにすることに加え、日ごろから施設の維持管理に対する意識を高めてもらうため、例えば外壁のペンキ塗りなどの簡易な補修を自分たちで実施してみるなど、施設の維持・補修に関する実務研修を実施していきます。

子ども家庭支援センターの外壁のペンキ塗りを市民と職員と一緒に実施



4 計画の進行管理

本計画の策定後、2019年度以降には、市の政策や総合基本計画をはじめ各行政計画との整合を図りながら、本計画で掲げる目標を、各個別施設計画で掲げる目標や工程表と照らし合わせることで、PDCAサイクルで計画の進行管理を行っていきます。

進行管理のための庁内の体制として、資産活用担当（政策経営課）が中心となり、公共施設マネジメント推進本部、公共施設マネジメント検討委員会、検討部会という3階層からなる全庁横断的な推進体制を整備しています。公共施設マネジメント推進本部は市長を本部長とする最上位の意思決定機関として、方針や計画の決定、計画の進行管理を担います。その下部に位置付けられる公共施設マネジメント検討委員会は副市長を委員長とし、関係部署の部・課長級職員で構成され、組織横断的な検討や全庁への情報共有を推進します。また、必要に応じて関係部署の関係者で構成する検討部会を設置し、個別案件の詳細な検討を行います。

なお、これらの取組みに加え、これからの公共施設の在り方審議会等の第三者機関による進行状況の確認についても検討します。

VI 重点プロジェクト

本計画期間内に具体的に推進する事業のうち、『総合管理計画』で定量的な設定をされた数値目標の実現に寄与するものを重点プロジェクトとして位置づけます。本書の第四章においては類似の施設や施設類型ごとの方針や更新工事計画を記述していますが、例えば複合化の場合などは、複数の類型を合わせて一つの事業となるように、それぞれの考え方を一つに束ねて整理し整合を図る必要があるものも同様とします。

また、新たに建設する施設やリノベーションなどで施設の在り方が大きく変わり公共施設のマネジメント上の影響を把握するため、本章に記載します。

重点プロジェクトは実施状況を確認し、見直しをすることでローリングを行い、実施計画等との整合を図りながら計画的かつ着実に実施していくこととします。

重点プロジェクト一覧（案）

No.	プロジェクト名	小分類	概要	該当ページ
1	シルバー人材センター作業所 機能移転	その他	延床面積減	P00~00
2	資材置き場機能移転	その他	延床面積減	P00~00
3	高齢者借り上げ住宅の段階廃止	高齢福祉施設	延床面積減	P00~00
4	国立第一中学校特別教室棟 機能移転	学校	延床面積減	P00~00
5	矢川保育園民営化事業	保育園	延床面積減/ 管理運営費減	P00~00
6	旧国立駅舎再築事業	文化財施設	新規施設整備	P00~00
7	矢川複合公共施設整備事業	児童館/ その他子育て支援施設	新規複合施設整備 (一部機能移転)	P00~00